

10 障害年金とは

(2024 静岡市精神保健福祉のしおり P 15 参照)

障害年金は、病気やけがによって日常生活や就労が困難になるなど、一定の障害状態にある場合に請求できます。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求出来ます。

「障害基礎年金」については、各区役所保険年金課へ、「障害厚生年金」については、年金事務所または街角の年金相談センター静岡へご相談ください。

※ 障害年金の受給には、日本年金機構による審査があります。

受給要件

- ① 障害の原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの間にあること。

〈障害基礎年金〉

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※ 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

〈障害厚生年金〉

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間

- ② 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

※ 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、保険料の納付要件がありません。

- ③ 障害の状態が、障害認定日(初診日から1年6ヵ月経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した日で、この日が20歳前なら20歳に達した日)において、法令により定められている状態にあるとき。

※ 精神障害者保健福祉手帳と障害年金の等級は異なるため、精神障害者保健福祉手帳を受けられていても、障害年金を受給できる障害状態に該当しないこともあります。

年金額（令和6年4月現在）

〈障害基礎年金〉

1級：1,020,000円（年額）

2級：816,000円（年額）

〈障害厚生年金〉

年金事務所または街角の年金相談センター静岡へお問い合わせください。



お問い合わせ先

申請窓口・お問い合わせ先

(相談内容によって、日本年金機構をご案内する場合があります。)

名称・場所	電話番号	開所時間
静岡市役所	葵区役所保険年金課	平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分
	駿河区役所保険年金課	
	清水区役所保険年金課	
日本年金機構	静岡年金事務所 駿河区中田 2-7-5	月曜から金曜 8 時 30 分～ 17 時 15 分
	清水年金事務所 清水区巴町 4-1	週初の開所日 8 時 30 分～ 19 時
	街角の年金相談センター静岡 駿河区南町 18-1 サウスポート静岡 2F	※電話相談は受け付 けておりませんので、 直接ご相談ください。
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165 ※ 050 から始まる番号からは 03-6700-1165 (月曜日：8 時 30 分～ 19 時 火～金曜日：8 時 30 分～ 17 時 15 分 第 2 土曜日：9 時 30 分～ 16 時 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所 日初日に 19 時まで相談受付)

下記体験談は、個人の経験をもとに作成しております。全ての方に当てはまるわけではあ
りませんので、申請等でお困りの際は窓口にご相談ください。

体験談

申請書類を書くのが大変でしたが、窓口の方に記入方法を確認しながら作成しま
した。(本人、家族)

初診日が 3 歳の頃でしかも県外だったので、「初診日を証明するもの」が見つかる
のか不安でしたが、現在の主治医に転院した時に以前の主治医からの紹介状が
あったので、その紹介状の内容で証明できて良かったです。(家族)

小さい頃に診断を受けたらしいのですが、どこの病院なのかわからなかったので、
成人してから改めて精神科を受診し、主治医から診断を受け、その初診日から 1
年半たって障害認定され、やっと申請できました。(本人)

病歴を書くときに、母子手帳を見ないとわからないことが多かったです。静岡市
で発行している「サポートファイル」(※)にまとめておけば楽だったかなと思
いました。(家族)

※サポートファイルとは…

ご本人が子どものときから大人になってもライフステージで途切れることなく、たくさん
の方から支援を受けられることを目的に、ご本人と保護者の方が支援機関と情報を共有す
るためのファイルです。さらに HP からダウンロードできます。

<https://www.shssc.jp/about/supportfiles.html>

